

「会議の効率化と参加人数の関係は？7人ルールとは？」

会議にまつわる問題点として、「長い」「多い」「意味がない」ということがよく挙げられます。会議の質という点に着目しますと、それに加えてもう一点、参加する人数も大切な要素として挙げられます。

この会議の適切な人数については、「7人ルール」という言葉があります。

本記事では、7人ルールの説明に加え、会議を効率的に行うための参加する適正人数に関するお話をいたします。

◇会議の7人ルールとは

会議への参加人数が7人を超えると、1人増えるごとに生産性が10%下がるといわれています。それがいわゆる、会議の7人ルールと呼ばれるものです。

情報共有のための会議では、参加人数に関係はありませんが、意思決定を行う会議の場合、参加人数は6人までの方が効率的であるというのです。

◇なぜ会議の人数が7人を超えると効率的でなくなるのか

会議の人数は6人までで、7人を超えると効率的でなくなってしまうのはなぜでしょうか。

その理由は、会議に参加する人数が7人を超えると、参加者それぞれの当事者意識が薄れてくるからです。

会議は7人以上になると「話し手」と「聞き手」に分かれるようになります。結果、「報告会」のようになってしまい、建設的な意見のやり取りができなくなってしまうのです。

人数が多ければ多いほどアイデアや意見が出るのかというと、実はそうではなく、実際に発言しているのは少人数の決まった人だけ、ということはよくあります。

◇会議の出席者を6人までに絞るコツ

7人ルールにのっとり、会議の出席者を6人までに絞るコツは、会議に貢献しない人を呼ばないことに尽きるといいます。

いままであなたは、いざ会議に参加したものの「この会議になぜ自分が参加しているのか？ほぼ関係ないのでは？」と感じた経験はありませんか？

そのような会議では、一気にモチベーションも下がり、発言もほとんどせず…。ただ時間をムダに消費しただけに終わったのではないのでしょうか。

ムダな時間を消費したと感じるということは、会議の質を落とすだけでなく、個人にとっても会社にとっても大きな損失であるといえます。

ムダな時間を費やすことを避け、効率的な会議をおこなうためには、会議に参加する人数や人選に問題がないか見極めることが大切なコツなのです。

◇会議に必要な人とは

会議に必要な人とはどういう人でしょうか。

- ・発言意欲のない人
- ・自分の意見ばかりを主張する人
- ・他人の発言を最後まで聞けない人

ひとことで言えば、建設的に意見の交換ができるかどうかです。

意欲的に意見の交換を行うためには、自分の意見ばかりを主張し、他人の意見を最後まで聞けないようでは困ります。

とはいえ、意思決定の会議の場に参加している必要がある、という人も当然います。

しかし、なんとなくの参加ではないでしょうか。

例えば、決まったことを共有するだけでいいのであれば、会議の議事録などでの情報共有で済みます。

最終決定をしてもらうためだけであれば、会議で合意が取れたプラン案を共有し、承認してもらえば済みます。

議題について方向性などの意見をするだけでいいのであれば、会議の冒頭で一言説明して退出いただいても問題ないでしょう。

重要なのは、なんとなく参加している方を減らす、ということ。そして、参加した限りは、建設的な意見をの交換をする、ということです。

◇さいごに

会議を効率的におこなうには、適切な人数でおこなうことが大切です。

少なすぎても多すぎてもいけません。

会議の内容によっても異なりますが、適正な人数は4人から多くても10人には抑えるべきとされています。

だらだらと非建設的な会議はムダ以外のなにものでもありません。

「時間」とは目に見えないものですが、会社にとっての大切な資産や価値でもあります。

会議にかかる時間ももちろん、会社にとっての大切な資産や価値です。

「議員定数について」

近年、地方議会の議員定数は削減の方向にある。その理由には、立候補者の減少、固定化による選挙の無投票を回避するため、または行財政改革の一環として、さらには議会活動が不明であることによる議会不要論などさまざまである。

ところが過去の選挙データをみると、定数を削減すると投票率も下がっている。これは、議員定数と政治参加の関係といえる。それは議員定数を削減すると政治離れが進み無投票化するため、さらに定数削減となる負のスパイラルに陥っていることがわかる。

このことから、議員定数を考える時は安易に人数のみに視点を置くのではなく、まず議会とは何をするとところなのか、いわゆる議会の機能について検討することが重要と考える。

したがって本命題の論点は、まず議会の機能を検討し、そしてそれらが住民の代表機関としての機能を十分に発揮できる人数は何人なのかを考察する。さらには、実際に議員定数条例を改正させるにあたっての手続き、プロセスについても論じてみたい。

はじめに議会の機能とは何であろうか。特に地方自治体は二元代表制であり、首長と議会の機能は明解である。ここでは特に議会の機能について検討してみる。

議会機能の一つ目は、予算、政策、条例等の最終決定機関としての機能。二つ目は、行政の執行状況を監視し評価する機能。三つ目は、監視、評価を超え、専門性による政策立案の機能であるといえる。一般的には、政策提案権は首長の専権事項といわれているが、議会による条例提案権や、予算の修正権などを有しており、今後ますます政策提案機能は重要といえる。

では次に、これらの機能について詳しく検討する。まず一つ目の決定機能であるが、議会は、提出された議案を本会議で質疑し、さらに常任委員会で審議する。いわゆる議論し、討議し、話し合いにより最終的に多数決という合議に至るのである。ここではいかに効率性と多様性の調和がとれた議論ができるかが問題となる。二つ目の行政の監視、評価機能については、単なる監視、いわゆる是か非かというだけでなく、もっとここを修正したほうが良いとする住民の意見を評価に加えることで、行政と住民の意思の乖離を防ぐことが出来る。そして三つ目の政策提案機能は、専門的知識を発揮し、行政が見落としているような課題を政策として実現させる機能である。これらの三つの要件が、二元代表制における住民代表の一翼を担う能力といえるであろう。

これらの三つの要件を機能的に発揮させるには、専門的に効率的で多様性を活かした議論が行える、常任委員会の人数が問題となる。一般的に効率的な会議人数には7人ルールといわれ、7人を超えると10%の効率性が落ちるといわれている⁽¹⁾。ということは6人がベターということだ。筆者自身の経験からも6人が最低人数でありかつ最適人数と感じている。なぜならば、5人になるとその内の一人は委員長となり議決権はなくなり討論は出来ない。そうなると委員会は4人により審議される。2対2の可否同数であれば委員長が採決するが、可否3対1となれば1の少数意見は留保されなくなる。6人であれば委員長を除いても5人の審議で可否3対2であれば少数意見留保が担保される。議会は多数決という結果だけではなく、どんな少数意見があったかが重要である。

(1)日本経済新聞（ジェームズ・ルート取材記事）